

平成 25 年 8 月 15 日

株主各位

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 8 番 11 号

株式会社リプロセル

代表取締役社長 横山 周史

### 株式分割に関する基準日設定公告

当社は、平成25年7月29日開催の取締役会において、平成25年9月1日（日曜日）（平成25年9月1日（日曜日）は株主名簿管理人の休業日につき実質的な効力発生日は、平成25年9月2日（月曜日））付をもって普通株式1株を5株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成25年8月31日（土曜日）（平成25年8月31日（土曜日）は株主名簿管理人の休業日につき実質的には、平成25年8月30日（金曜日））と定めましたので、公告いたします。

また、上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成25年9月1日（日曜日）付をもって、当社定款第5条の発行可能株式総数を変更し、2,000万株から1億株といたしましたので、お知らせいたします。

以 上

---

#### お知らせおよびご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 25 年 10 月上旬にお届出住所宛にお送りする予定です。
2. 平成 25 年 9 月 2 日（月曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。